

仕 様 書

1 名称

新検見川駅・鎌取駅周辺における防犯カメラ等賃貸借

2 業務の目的

J R新検見川駅及びJ R鎌取駅周辺において、防犯カメラ等を設置することで犯罪の抑止に寄与すること等を目的とする。

3 賃貸借期間

令和6年2月1日 ～ 令和11年1月31日（60か月）

4 賃借料の支払い

(1) 支払い期間及び回数

月ごとに完了払いとする。

(2) 支払額

本契約に要する費用の総額を60等分した額とする。

5 賃貸借物件

物品（防犯カメラ等）	略称	数量
防犯カメラ 二眼タイプ（2方向撮影）	防犯カメラ	8基
無線LANアクセスポイント （カメラ一眼につき1か所） （防犯カメラへの内蔵可）	無線LAN	16か所
SDカード等の画像記録媒体	記録媒体	16個
その他防犯カメラの設置に必要なもの （変圧器、取付け金具、配管パイプ等）	その他設備	1式

6 履行内容

- (1) リースによる防犯カメラ等の調達、設置
- (2) 防犯カメラ等の日常点検・保守業務
- (3) 各種手続きの代行
- (4) 発注者への必要書類の提出
- (5) 契約期間満了時の防犯カメラ等の撤去

7 運用開始

運用開始は令和6年2月1日とするが、運用開始前に防犯カメラ等が設置された場合には、発注者は試験運用することができるものとし、試験運用期間の賃借料は発生しないものとする。

8 納品・設置箇所

千葉市花見川区花園1丁目14-9地先、他（別図1および2のとおり）

9 物品の仕様について

(1) 防犯カメラ

- ア 屋外用であること
- イ 消費電力が30W以下であること
- ウ 無線LANを内蔵していること
- エ 有効画素数が200万画素以上であること
- オ 常時撮影・閲覧が可能であること
- カ 記録媒体への接続（録画）が可能であること
- キ 光学ズーム3倍以上、デジタルズーム10倍以上の機能を有すること

(2) 無線LAN

- ア 記録媒体にて録画された1時間分の画像データ（標準画質で撮影した画像で、コマ数は1秒1コマ以上）を、タブレットに概ね10分以内でダウンロードすることが可能な通信速度を有すること
- イ 消費電力が防犯カメラと合わせて30W以下であること

(3) 記録媒体

- ア 容量は、防犯カメラにより標準画質で撮影した画像を1秒1コマ以上のコマ数で録画した際に、画像データを14日間以上保存できるだけの容量であること
- イ アの保存期間を経過したら、録画した画像データは自動で上書きされること

(4) その他設備

- ア 電源電圧が200Vの箇所については、100Vへ変圧する機器を設置すること
- イ 必要に応じて、無線LAN等を格納するボックスを設置すること
- ウ 防犯カメラの設置に際し、必要に応じてアームを取付けること
- エ 「防犯カメラ作動中」「千葉市 地域安全課」「***」（「***」部分は通し番号）等と記したプレート（材質は金属又は樹脂）若しくは耐水性のステッカーを防犯カメラごとに設置すること。プレート若しくはステッカーの文言及び取付位置の詳細については、発注者と協議し、決定すること。
- オ 防犯カメラで撮影した画像を閲覧可能なソフトウェアについては、現在当課が管理しているタブレット端末8台（Logitech社製 型番：LT-WMT10H/BC92（2台）、富士通製 型番：ARROWS Tab Q509/VE（2台）、富士通製 型番：ARROWS Tab Q5010/DE（2台）及び富士通製 型番：ARROWS Tab Q5011/JE（2台））にもインストールし、セットアップすること。また、発注者の要請があった場合は、同ソフトウェアのアンインストールのうち、動作環境をインストール前の状態に戻すこととし、作業実施時期など詳細については、発注者と協議し、決定すること。

(5) 共通

- ア 各箇所に設置する防犯カメラ等は、総重量が30kgを超えないこと。
- イ 直射日光下で以下の使用条件で異常なく動作すること

周囲温度	- 10℃～50℃
周囲湿度	10%～80%（結露しないこと）
風速	40m/S以下

10 設置工事について

- (1) 受注者は、機器の設置工事に関し、関係法令を厳守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、関係法令の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 防犯カメラ等を道路上に設置する際に、歩道上の場合は底部が2.5m以上、その他の場合は底部が4.5m以上の高さに位置するように設置すること。
- (3) 防犯カメラの撮影範囲（画角、マスキング処理）を発注者と事前に協議し、実際の撮影画像をもって、発注者が画角を確認すること。
- (4) 発注者と受注者で協議した結果、別図1及び2の位置に防犯カメラを共架できないと判断した場合、発注者と協議の上、別の箇所へ設置することとする。
- (5) 受注者は、機器の設置がすべて完了したときは、遅滞なく履行の完了を証明する図書を発注者に提出するものとし、発注者は図書及び現地等を確認し検査するものとする。

11 日常点検・保守業務

- (1) 受注者は、防犯カメラ等の設置後から契約終了までの間、防犯カメラ等が正常な状態で使用できるように管理すること。
- (2) 受注者は、年1回以上、防犯カメラ等の動作確認、清掃及び点検（時刻の補正を含む）を行い、報告書により発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、発注者からの求めがあったときは、年度で3基までに限り、受注者の負担により設置箇所の変更又は角度の調整、並びにマスキング処理を施すこと。
- (4) 受注者は、防犯カメラ等の不具合について発注者から連絡を受けたときは、速やかに状況を確認し、発注者へ報告すること。その確認の結果又は（2）の点検の結果、防犯カメラ等の修繕や交換（修繕等）の工事が必要になった場合は、工事の期間についてその都度発注者と協議し、速やかに着手するものとする。
- (5) 受注者は、（4）の修繕等が完了した時は、報告書により発注者に報告すること。
- (6) （4）の修繕等について、発注者と受注者との協議において、防犯カメラ等の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、発注者の負担により修繕等を行うこととし、それ以外の場合は、受注者の負担により修繕等を行うものとする。なお、落雷、原因不明の事故による不具合は、受注者の負担において修繕等を行うものとする。
- (7) 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

12 各種手続きの代行について

以下の手続きを代行すること。ただし、法令上、発注者でないと手続きを行うことが

できない場合は、その手続きを補助すること。なお、手続きにあたり、事務手数料等の費用が必要な場合は、受注者が負担すること。

- (1) 電気の使用に関する電力会社への必要な手続き
- (2) 電柱への共架に関する電柱所有者への必要な手続き
- (3) 道路占用に関する道路管理者への必要な手続き
- (4) 道路使用に関する警察署への必要な手続き
- (5) その他、当該業務の履行に必要な手続き

13 発注者への必要書類の提出について（電子データでの提出とする。）

提出時期	提出物（様式は原則として任意とする）	提出部数
設置前	ア 作業計画書 イ 取付図 ウ 位置図、撮影方向図 エ 防犯カメラ等の仕様書 オ 取扱説明書 カ 主任技術者選任届及び主任技術者経歴書	1部
設置後	・設置完了図書 (設置前後の写真、工事時の写真含む)	1部
毎月	・完了報告書	1部
年に1回以上	・点検報告書（点検時の写真含む）	1部
適宜	・契約書に記載されたその他書類 ・その他、必要に応じて発注者が指示する書類	—

14 契約期間満了時の防犯カメラ等の撤去

- (1) 契約期間満了に際し、本契約で設置した防犯カメラ等を全て撤去すること。ただし、発注者との契約により本契約で設置した防犯カメラをそのまま使用する場合は、この限りでない。
- (2) (1) で撤去した防犯カメラ等を処分する際には、法令に則り適切に処分すること。

15 共通事項

(1) 秘密の保全

本賃貸借に係る一連の業務において知り得た情報は、本件事業以外の目的で利用し、または第三者に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

(2) 法の遵守

本事業の実施に当たっては、本仕様書に基づくほか、国内法及び次に示す基準等を遵守すること。

また、これらの適用を受けないものであっても、他に基準規定があるものについて

は、当該規定に準拠すること。

ア 日本工業規格（JIS）、国際基準規格（ISO）

イ 日本電気規格調査会基準規格（JEC）

ウ 電気設備技術基準

(3) その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議し、決定する。